

# 令和6年度 宜野座村 保育所入所案内



## ○お問い合わせ・受付場所○

〒904-1392 宜野座村字宜野座 296 番地

宜野座村役場 健康福祉課 児童福祉係保育担当

☎ 098-968-3253

様式等は宜野座村ホームページからも入手できます。

<http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/>

# 令和6年度 入所申込スケジュール

新規申込については、下記表中の受付期間までに、保育所入所申込にかかる書類一式を健康福祉課窓口へ提出してください。

## 【新規申込受付期間、選考期間】

入所希望日	申込受付期間・希望園変更期間	選考期間
4月1日	令和5年10月2日(月)～ 令和5年11月2日(木) ※希望園の変更期間は 令和5年12月28日(木)まで	令和6年2月上旬までに 選考結果を送付いたします。
5月1日	～ 令和6年3月15日(金)	4月1日(月)～12日(金)
6月1日	～ 4月15日(月)	5月1日(水)～10日(金)
7月1日	～ 5月15日(水)	6月3日(月)～10日(月)
8月1日	～ 6月14日(金)	7月1日(月)～10日(水)
9月1日	～ 7月16日(火)	8月1日(木)～9日(金)
10月1日	～ 8月15日(木)	9月2日(月)～10日(火)
11月1日	～ 9月13日(金)	10月1日(火)～10日(木)
12月1日	～ 10月15日(火)	11月1日(金)～11日(月)
令和6年1月1日	～ 11月15日(金)	12月2日(月)～10日(火)
2月1日	～ 12月16日(月)	令和7年1月6日(月)～10日(金)
3月1日	～ 令和7年1月15日(水)	令和7年2月3日(月)～10日(月)

※期限を過ぎてのお申し込みは、希望日での受付はできません。

次の入所希望日での選考になりますのでご注意ください。

※0歳児の申込は、出生届提出後から可能です。

## 【希望園の変更について】

希望園を変更したい場合は、上記表中の希望園変更期間までに変更希望を行なってください。健康福祉課窓口またはお電話にて受付します。※原則、年度内の転園はできません。

## 【入所決定について】

- 内定者には上記表中の選考期間内にお電話にてご連絡し、その後施設利用決定通知書等をお送りします。
- 「入所保留」となった場合、保育所入所保留通知書をお送りいたします。その後は毎月選考の対象となりますが、保留通知は最初の1回しか送付しません。

## 【健康診断・保育所との面談】

入所決定後、入所までの間に健康診断を受けていただき、決定園との面談を行ないます。

(健康診断書の様式は、施設利用決定通知書と一緒に送付します。通知が届いたら、保護者から決定園へ連絡し、面談日の日程調整をお願いいたします。)

※入所日までに、診断書の提出がない場合は保育の受入れができません。



1. 保育所（園）のご案内・・・P. 2
2. 入所できる基準（条件）、保育必要量について・・・P. 3～4
3. 保育施設入所申込の流れ・・・P. 5
4. 提出書類について・・・P. 6～7
5. 保育を必要とする事由について・・・P. 8～9
6. 申込後、状況に変更があった場合・・・P. 10
7. マイナンバーに関する書類について・・・P. 11
8. 発達支援児保育利用希望申込について・・・P. 12
9. 広域利用について・・・P. 13
10. 保育料（利用者負担額）等について・・・P. 14～17
11. 宜野座村の保育事業について・・・P. 18
12. 注意事項・・・P. 19

## 1. 保育所（園）のご案内



（開所時間）月曜日～金曜日：7時30分～19時00分（延長含む）

土曜日：7時30分～18時30分

★短時間保育認定者について、各施設で時間設定を行いますので、直接お問い合わせ下さい。

保育所名	住 所	電話番号	定 員					計
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	
（公） 村立保育所	字惣慶 126-1	968-8566	25		16	16	20	77 名
（私） 松田保育園	字松田 611-5	968-8701	12	20	20	24	24	100 名
（私） 光保育園 （松田保育園分園）	字松田 612-9		21				21 名	
（私） かなな保育園	字漢那 213	968-3355	18	24	28	25	25	120 名

※定員数は予定

●令和6年度の年齢別クラスの区分（※4月1日時点の年齢でクラスが決まります）

クラス（学齢）	児童の生年月日
4 歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日
3 歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
2 歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
1 歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
0 歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日 令和6年4月2日 ～

※0歳児については、生後5か月後からの受入となります。

## 2. 入所できる基準（条件）、保育必要量について

### 【保育所とは】

保護者や同居の家族が就労・出産・病気等により、家庭内でお子さんが保育できない場合、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、どのお子さんも無条件で入所することはできません。『集団保育に慣れさせるため』、『下の子の保育に手がかかるため』などの理由では入所の対象とはなりません。

### 【入所対象児童とは】

宜野座村に住民票を有する、小学校就学前までの「保育を必要とする事由に該当する乳幼児」が対象です。

※転入予定の方の申込みも受付します。ただし、入所の約2週間前までの転入が条件です。

### 【保育を必要とする事由、保育必要量の認定区分】

	事由	具体的な状況	保育必要量の認定区分
①	就労	月に <u>64 時間以上</u> 就労していること ※フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など	① 標準時間認定： 月 120 時間以上の就労 ② 短時間認定： 月 120 時間未満の就労
②	妊娠・出産	母親が妊娠中であること、または出産後間がないこと (産前 8 週・産後 8 週以内)	標準時間認定
③	疾病・障がい	保護者が病気やケガ等による療養中であること、または心身に障がいを有して、児童の保育に支障があること	標準時間認定
④	看護・介護	親族を常時介護または看護していること (別居親族も含む)	申請内容により判断
⑤	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあっていること	標準時間認定
⑥	求職活動・起業準備	求職活動・起業準備を継続的に行っていること (入所期間：原則 90 日間)	短時間認定
⑦	就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校等に通学し、児童の保育ができないこと (短時間の習い事、塾、教室、自動車学校は除く)	申請内容により判断
⑧	虐待・DV	虐待や DV のおそれがあること	標準時間認定
⑨	育児休業中 (在所(園)児のみ)	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること (※在園児の継続利用を認めるための制度です。 新規入所申込の事由には該当しません。)	短時間認定
⑩	その他	村長が認める前各号に類する状態であること 保護者が死亡、行方不明等	申請内容により判断

※18 歳以上 65 歳以下の同居親族、その他の人が保育できる場合は該当しません。

※入所条件の詳細は P8～9 をご確認ください。

## 【保育の必要性の支給認定申請】

保育所の利用を希望する場合には、市町村へ申請し、保育を必要とする『支給認定』を受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、30日以内に宜野座村から「支給認定証」が交付されます。ただし、一斉受付（申込）期間の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、2月下旬までに支給認定証を送付します。（一斉受付期間に申請し、年度途中の入所を希望する方は3月下旬頃になります。）**※ 支給認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りません。**

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先
満3歳以上	教育（幼稚園）を希望される場合	1号認定	幼稚園、認定こども園
	「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望される場合	2号認定	保育所、認定こども園
満3歳未満		3号認定	保育所、認定こども園、地域型保育施設

★現在、宜野座村に認定こども園や地域型保育施設はありません。

※宜野座村では、幼稚園は原則5歳児のみ。保育所（園）は4歳児までの受け入れとなります。

## 【利用区分（保育の必要量）について】

保護者の状況を確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

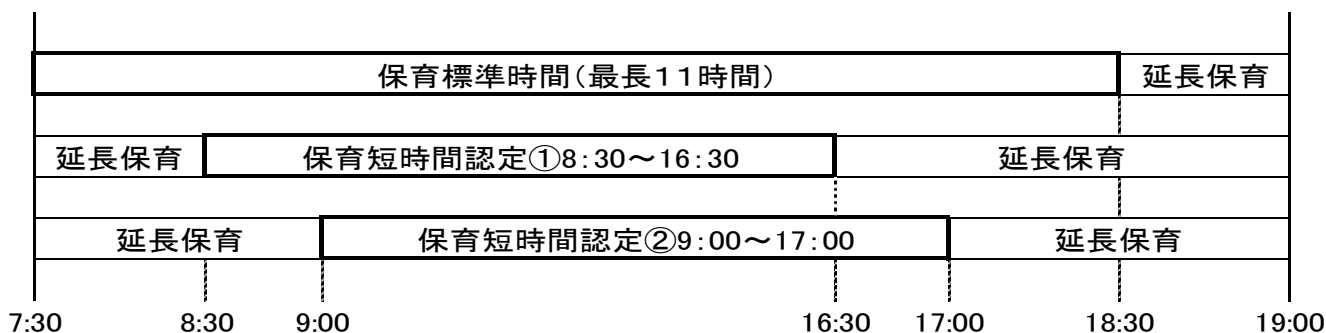
利用区分	説明	利用時間	備考
保育標準時間	月120時間以上（1日4時間以上） 両親のフルタイム就労等を想定した利用時間	最長11時間	②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧DV等
保育短時間	月64時間以上120時間未満 両親またはいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間	⑥求職活動・ 起業準備 ⑨育休取得

※『保育の必要な事由』のうち、①就労、③疾病・障がい、④介護・看護、⑦就学、⑩その他については、保護者の状況を証明書等の書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。

※就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要である場合は、申し出てください。勤務状況等の確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。

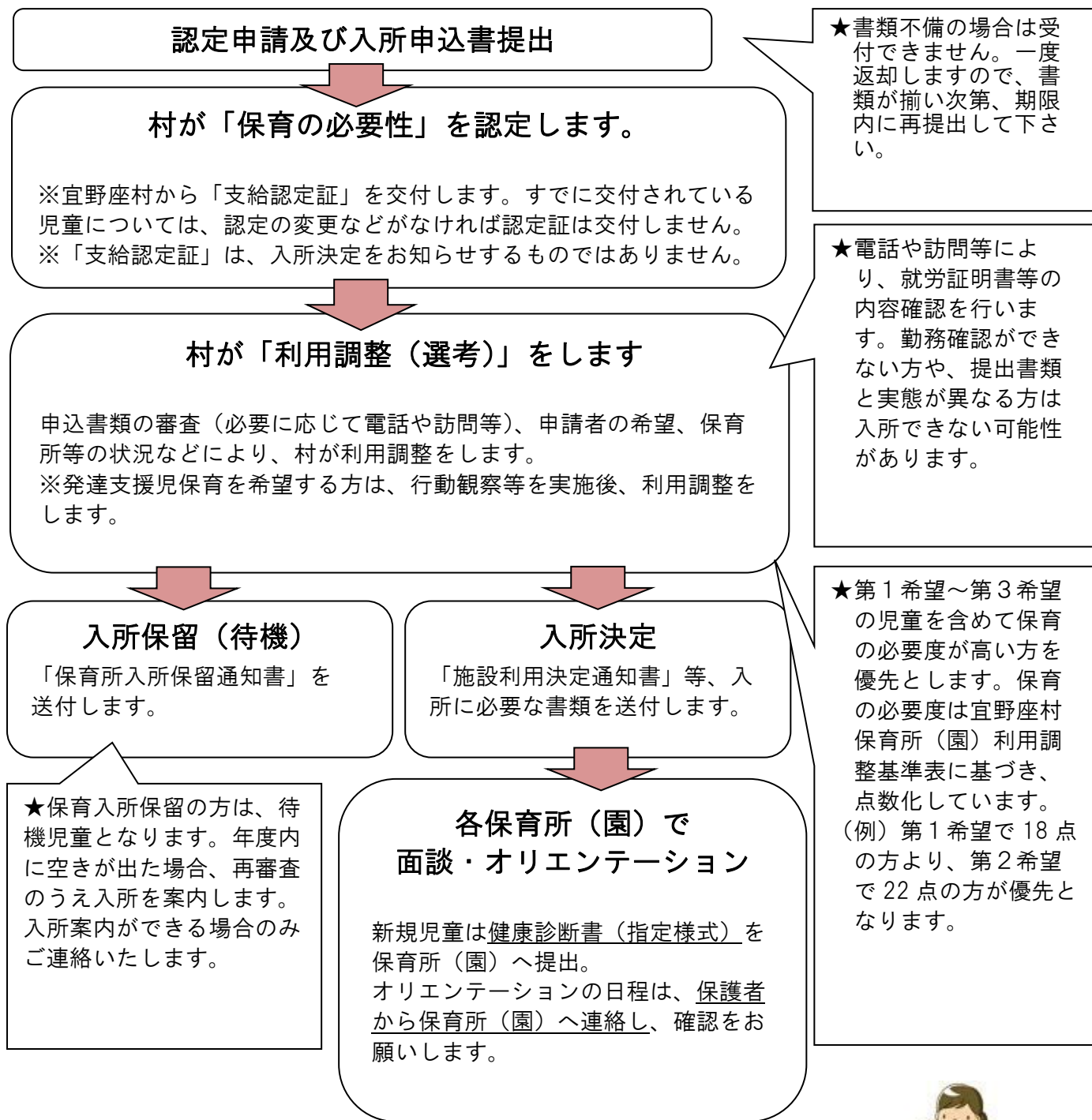
※月途中の勤務形態変更等により、認定内容が変わる場合は、就労証明書を提出した翌日から変更します。ただし、保育料（利用者負担額）は、翌月から変更となります。

### ☆保育利用時間のイメージ



※保育短時間の利用時間帯は、①「8:30~16:30」、②「9:00~17:00」の2パターンあります。詳細は、各保育施設または健康福祉課までお問い合わせください。

### 3. 保育施設入所申込の流れについて



#### 保育を必要とする要件に該当しない場合

- 就労
  - ・月64時間未満の方
  - ・入所日までに雇用契約が終了する方
- 就学
  - ・入所までに卒業する方
- 妊娠・出産
  - ・入所日に産前8週・産後8週以内に該当しない方
- 育児休業
  - ・復帰予定がない方

#### 認定却下通知

「支給認定却下通知書」を送付します。

## 4. 提出書類について

必要書類は全てそろえてから提出して下さい。書類不備の場合は受付できません。

### 【申込者全員が申込み時に必要なもの】

- ①申請者の身分証明書（運転免許証等）※軍人・軍属の方は ID を持ってきてください。
- ②支給認定申請書 兼 利用申込書 **※児童1人につき1枚の提出です。**
- ③保育所入所受付調査票 及び チェックシート
- ④同意書
- ⑤予防接種歴（母子手帳から転記して下さい。） **※児童1人につき1枚の提出です。**
- ⑥保護者の「保育を必要とする事由（就労状態等）」を証明する書類

保護者の「保育が必要な事由」		提出書類
就労	勤務 (採用予定、 育休復帰予定含む)	● 就労証明書 ※村指定様式
	自営業 (委託契約、 内職含む)	● 就労証明書 ※村指定様式 ● 「確定申告書」の写し、「営業許可証」、 「自営業開業届出証」の写し、「委託契約書」等の写し
出産（産前産後8週以内）		● 「親子（母子）健康手帳」の写し ※分娩日予定が記載されているページ
病気療養中		● 診断書（保護者用） ※村指定様式 ※診断書の提出に時間がかかる場合は、 事前にご相談ください。
障がいがある		● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
看護・介護		● 診断書（看護・介護用） ※村指定様式
		● 看護・介護事実の証明書 ※村指定様式
災害復旧		● 罹災証明書
求職活動・起業準備		● 求職活動状況申立書 ※村指定様式
就学		● 在学証明書または入学許可証
		● 授業日数・授業時間が確認できる書類
育児休業		● 就労証明書または育児休業取得証明 ※村指定様式
		● 育児休業中の保育継続申出書

※入所希望日時点での保護者の状況に応じた書類を提出してください。

※同居する18歳以上65歳未満の家族（祖父母等）の書類が必要です。

（二世帯住宅、同一敷地内で世帯分離をしても、住所が同一だと同居とみなします。）

※各種証明書類は申請日から3か月以内に証明されたものを提出してください。

※村指定の様式は、宜野座村のホームページから印刷可能です。

（健康福祉課窓口でも配布しています）

【該当する方のみ提出する書類】

世帯の状況等	提出書類
ひとり親世帯	次のうち いずれか1つ ●「児童扶養手当受給者証」の写し ●「母子及び父子家庭等医療費受給者証」の写し ●「戸籍謄本」
障がい者（児）のいる世帯	次のうち いずれか1つ ●「身体障害者手帳」の写し ●「療育手帳」の写し ●「精神障害者手帳」の写し ●「特別児童扶養手当証書」の写し
生活保護世帯	●生活保護受給者証（中部福祉事務所にて発行）
令和5年（または6年）1月1日時点で、宜野座村外に住所があった場合 （1月2日以降に宜野座村に転入）	「支給認定申請書 兼 利用申込書」に住所地とマイナンバー（個人番号）を記入 ※1月1日に在住していた市町村で税申告をしている必要があります（収入がない場合や扶養に入っている場合も含む） ※マイナンバー（個人番号）の提示ができない場合は、 「令和5年度（令和4年分）課税証明書」を提出 ・令和6年9月以降の入所希望の場合は、 「令和6年度（令和5年分）課税証明書」
軍人・軍属の方 国外からの転入の方	2022年または2023年の収入が確認できる書類 W-2（Wage and Tax Statement 等）
外国籍の方	在留カード
転入予定で申込をする方	転入予定申立書 ※村指定様式
※発達支援児保育を希望	●生育歴記録表、児童調査票 ●心身の発達に支援を要する状況がわかる診断書 ※村指定様式 ※任意の様式

※村指定の様式は、宜野座村のホームページから印刷可能です。

（健康福祉課窓口・各保育所（園）でも配布しています）



## 5. 保育を必要とする事由について（保護者の就労状態等を証明する書類の注意事項）

※父・母のほか、18歳以上65歳以下の祖父母等同居の方について、「家庭で保育ができない証明」の提出がない時は、優先度が下がりますので、あらかじめご了承ください。

※入所（園）後、現況確認のため、就労証明書等（家庭で保育ができない証明）の再提出の依頼を行います。

### 【就労について】

#### ○ 勤務または採用予定の方

- 1 「就労証明書」の本人記入は無効です。また日付・記入担当者名のないものも無効です。  
※事業所名が記名されている就労証明書等を無断で作成し、または改変を行ったときには、就労先事業所の押印がなくても、「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」または「私電磁的記録不正作出罪」が成立することがあります。  
○有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役  
○私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 2 軍人・軍属の方は「ID」または「雇用契約書」等を持参してください。  
提出が困難な場合は、健康福祉課までご相談ください。

#### ○ 自営業（農業・漁業・畜産業・内職、委託契約等を含む）

- 1 「営業許可証」、「自営業開業届出書」等の公的証明書がある方は、写しを提出してください。
- 2 業務委託（宅内）については、「委託契約書」の写し、直近3ヶ月分の「給与明細」等の収入がわかる書類を添付してください。内職証明についても、別途資料提出を求める場合があります。

○家庭内外労働（勤務・自営業・農業・漁業・畜産業・内職等を含む）の場合、月64時間以上の勤務が入所基準となります。また、家庭内外労働は、収入を得ている（生計を立てている）ことが条件であることから、収支のわかる書類を別途、提出していただく場合がありますのでご了承ください。

### 【妊娠・出産について】

- 1 利用期間は、出産予定日のおおよそ8週間前から出産後8週以内となります。
- 2 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康（母子）手帳の分娩予定日が記載されているページの写しを必ず提出してください。

### 【疾病・障がいについて】

- 1 保護者の状況を診断書にて確認し、保育の必要量認定を行います。
- 2 診断書の内容によっては、保育を必要とする要件としてみることはできない場合があります。
- 3 受診のタイミングにより診断書の提出が遅れる場合は、健康福祉課までご相談ください。

### 【看護・介護について】

- 1 診断書または、看護・介護事実の証明書の提出が必要となります。
- 2 保護者の状況を書面にて確認し、保育必要量認定を行いません。



## 【求職活動について】

- 1 保護者が求職活動に専念している場合も利用申込みができます。ただし、利用できる期間は入所が決定した日から 90 日間です。
- 2 職業安定所(ハローワーク)からの「求職受付証(ハローワークカード)」をお持ちの方は、写しを添付してください。
- 3 求職で入所した保育利用終了月の 15 日までに「就労証明書」等又は「家庭で保育ができないことを証明する書類」の提出がない場合は、翌月から退所となります。
- 4 求職活動を理由として保育所の利用ができるのは、原則年度 1 回のみとなります。  
(例：4・5 月は求職活動を理由として入所し、6 月から就労スタート、8 月に退職した場合、求職活動を理由に保育所の継続利用はできません。)



## 【就学について】

- 1 就学として認められる学校等の範囲については、原則、下記のとおりです。
  - ・「学校教育法」に規定する学校、専修学校、各種学校
  - ・「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練
  - ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に期待する認定職業訓練等

大学・短期大学・高等専門学校	○	放送大学	△
専修学校(資格取得のみ)	○	通信制大学	△
職業訓練校	○	各種学校	△

- 2 「授業日程がわかる資料(拘束時間がわかるもの)」の様式については、学校の様式でも可能ですが、村様式もあります。
- 3 就学として認められるのは原則年度 1 回のみとなります。

## 【育児休業について】

- 1 新規申込の方で育児休業中の場合も利用申込みができます。ただし、入園決定月から 1 か月以内に職場復帰する場に限りです。
- 2 育児休業開始前から保育所を利用していた児童については、同一保育所へ継続利用の希望できますが、利用期限は育児休業対象児童が原則 1 歳となる月の末日までとなります。  
※ただし、育児休業対象児が保育所に入所できない等の理由により育児休業延長した場合は、延長することもできます。  
※育児休業対象児が保育所(園)に入所できず、待機児童となった場合は、役場から「保育所の実施(保育所への入所)に関する証明書」(待機証明書)を発行することができます。
- 3 「就労証明書」や「育休取得証明書」に育児休業期間・復職日の記入がないものは無効です。
- 4 「育児休業中の保育継続申出書」は保護者が記入後に、在籍する保育所(園)の園長からサインをもらって役場に提出してください。

### ◆育児休業が取得できない方へ◆

宜野座村では、安心した家庭保育を推奨するため、育児休業が取得できない方に対し、村独自の「特別育児休業期間」(3 か月間)を設けております。ご希望される方は健康福祉課までお問い合わせください。

※「特別育児休業期間」は産後 8 週後の翌日が属する月の翌月 1 日から 3 か月間です。

## 6. 申込後、状況に変更があった場合

就労状況や家庭の状況など、申請（申込）時と状況が変わった場合は、必ず手続きが必要です。変更があったにも関わらず手続きがない場合、内定・利用決定の取り消し、利用開始後であっても保育実施解除（退所）となることがあります。

### ●手続きが必要な場合（就労状況など）

※村様式あり

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
① 就労状況が変わった、Wワークを始めた (勤務時間、勤務日数、通勤時間、 単身赴任、雇用期間更新など)	●就労証明書
② 育児休業を取得した	●育児取得証明書 ●育児休業継続申立書
③ 育児休業期間を延長した (育児休業対象のお子さんが待機児童となった場合 のみ、保育の継続利用ができます。自己都合の延長 の場合は、保育を必要とする事由に該当しないた め、退所となります。)	●育児休業延長証明書
④ 疾病・負傷等により休職・退職した	●診断書
⑤ 心身障がい等で就労できなくなった	●障がい者手帳等の写しまたは診断書
⑥ 育児休業・病休等から復職した	●復職証明書
⑦ 退職した ※保育の継続利用を希望する場合	●求職活動申立書 ※提出がない場合は、退所となります。

MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----



## 7. マイナンバーに関する書類について

※新規で保育の申込をする世帯、令和5年1月1日時点で宜野座村民でない場合（令和5年1月2日以降に宜野座村に転入）は、マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。

平成28年1月1日以降、保育所等の入所申込みに必要な書類である「施設型給付費・地域型保育給付費等（支給認定申請書（現況届）兼利用申込書）」等に個人番号の記載が必要となりました。

書類提出の際、保護者（父母）が窓口に来られる場合、「保護者（父母）と、児童と同一世帯の親族のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの」と「保護者の公的身分証明書」が必要となります。

また代理人（父母以外の親族）が窓口に来られる場合は、「保護者（父母）と、児童と同一世帯の親族のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの」、「代理人の公的身分証明書」、「委任状」が必要となります。

### ◆申請保護者が手続きする場合

#### ① マイナンバー（個人番号）確認のための書類

（保護者（父母）と、児童と同一世帯の親族のもので、いずれか）

- ・マイナンバー（個人番号）カード
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号記載の住民票の写し

#### ② 公的身分証明書（AまたはBのいずれか）

＜A 顔写真付きの公的証明を、下記のうちから1つ提示＞

- ・マイナンバー（個人番号）カード
- ・運転免許証
- ・住民基本台帳カード
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保険福祉手帳
- など

＜B 上記Aの顔写真付きの公的証明をお持ちでない場合は、下記のうちから1つ提示＞

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・生活保護受給者証
- ・印鑑登録証明書
- ・社員証
- ・学生証
- など

### ◆代理人（保護者（父母）以外の親族）が手続きする場合（祖父母など）

- ・保護者（父母）と、児童と同一世帯の親族のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの（上記①の中から1点）
- ・代理人の方の公的身分証明書（上記②の書類）
- ・委任状（保護者から手続きを委任されたことが記載されたもの）

※マイナンバー（個人番号）記入は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」（番号法）および「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき必要なものです。  
※マイナンバー（個人番号）は、利用者負担額の算定及び支給認定に係る事務において利用します。  
※マイナンバー（個人番号）の記入、または番号確認のための提示が困難な場合は、受付時に申し出てください。

## 8. 発達支援児保育利用希望申込について

### 利用対象児童

- (1) 集団保育が可能な児童
- (2) 集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病など）

### 発達支援児保育の内容

保育所（園）ではそれぞれのお子さんの発達状況に応じた個別の配慮を行います。  
あくまでも集団保育であり、必ずしも保育者が1対1で対応するものではありません。  
また、希望しても発達支援児保育を必ず利用できるとは限りませんので、ご了承ください。

### 申込の流れ

#### (1) 利用申込

- ① 「保育所入所受付調査票及びチェックシート」の記入欄にご記入ください。
- ② 必要書類
  - ◆新たに利用希望される方は、必要書類の提出をお願いします。  
（※在園児で継続希望する方は、必要書類の提出は不要です。）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 生育歴記録表（指定様式）※村ホームページに掲載</li><li>(2) 児童調査票（指定様式）※村ホームページに掲載</li><li>(3) 下記の㉠～㉣のうちいずれかの写し<ul style="list-style-type: none"><li>㉠ 身体障害者手帳 ㉡ 特別児童扶養手当証書 ㉢ 療育手帳 ㉣ 通所受給者証</li><li>㉤ その他医療機関など専門機関からの所見・検査結果など</li></ul></li></ol> |
|---|

#### (2) 行動観察の実施

<内容> ※新規利用希望児童と保護者を対象に実施いたします。

村内の保育施設などで巡回指導医師・保育所（園）職員・役場職員が、お子さまの遊ぶ様子や他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。

※行動観察の実施日・場所などは、決定後、保護者に通知いたします。（12月中旬ごろ）

#### (3) 利用調整（入所調整）

宜野座村発達支援児保育運営協議会にて協議し、施設の空き状況や職員配置などを確認し、利用調整（入所調整）を行います。

◆希望園以外で入所調整が必要となる場合がございますので、ご了承ください。

## 9. 広域利用について

広域利用とは、①宜野座村に住所を有する児童が、宜野座村外の認可保育施設等を利用すること（委託利用）、②宜野座村以外に住所を有する児童が、宜野座村内の保育所（園）を利用すること（受託利用）を言います。

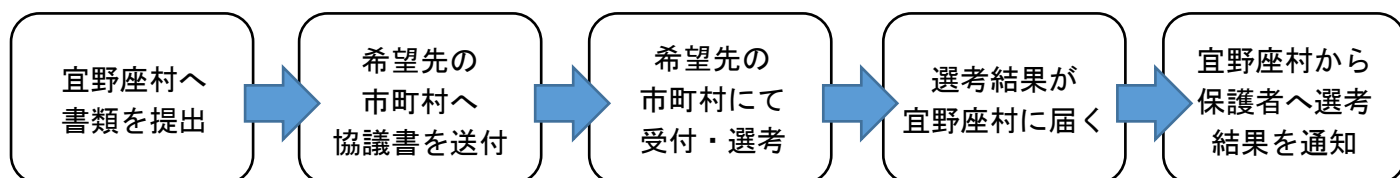
どちらの場合でも、住所を有する市区町村で保育の必要性の認定を受け、住所を有する市町村を通して保育施設がある市町村に保育の申込をする必要があるため、広域利用を考えている場合は早めに相談していただきますよう、お願いいたします。

※保護者と保育施設での利用申込ではなく、市町村間での協議をします。そのため、希望している保育施設に必ず入所できるとは限りませんので、ご了承ください。

### 【宜野座村に住所を有する児童が、宜野座村外の保育施設等を利用する場合】

宜野座村を通して入所申込を行います。その後、希望する施設の所在市町村で協議を行い入所の可否を決定しますので、入所できないことがあります。

～申込みの流れ～



※申込書を提出する前に、希望する施設の所在市町村へ「入所希望月の申込受付期間」を確認してください。

※については、宜野座村が決定します。

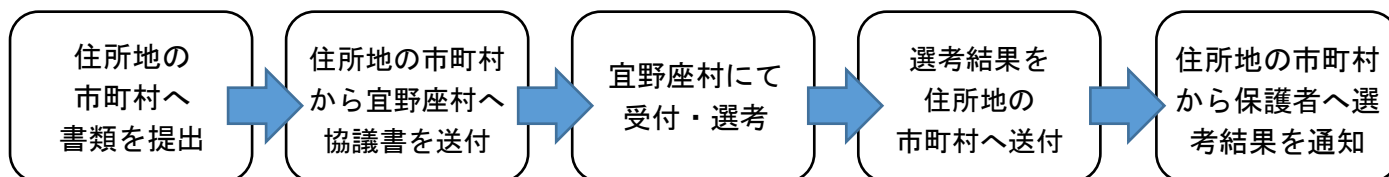
※希望する保育施設等がある市町村の申込締切に間に合うよう、早めに宜野座村役場健康福祉課へご相談ください。

### 【宜野座村以外に住所を有する児童が、宜野座村内の保育所（園）を利用する場合】

住所地の市町村を通して入所申込をしてください。協議書が届いた後に入所選考をいたします。

※宜野座村では、保育所（園）に空きがある場合や待機児童が出る可能性が低い場合、継続利用（年度途中での転出）の場合に広域利用受託します。

～申込みの流れ～



※保育料（利用者負担額）については、住所を有する市町村が決定します。



## 10. 保育料（利用者負担額）等について

### 【保育料（利用者負担額）の算定方法】

#### ①0歳～2歳児クラス

保育料（利用者負担額）の算定は、児童の父母の『市町村民税所得割額の合算』によって決定します。

※保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合は、同居者（児童の祖父母等その生計の主宰者）の税額を含めて保育料を算定することになります。



#### ②3・4歳児クラス

保育料は無償です。ただし、副食費4,600円を徴収いたします。

### ● 課税状況が不明な世帯の保育料について

下に該当する世帯は利用者負担額算定の基本となる情報が確認できないため、お子さんの年齢における階層区分の**最高階層（8階層）で仮認定**させていただきますので、すみやかに手続きください。

- ・ 税の申告をしていない世帯  
※収入がなかった方や扶養に入っている方も申告が必要です。
- ・ 収入にかかわる証明書（W-2等）を提出していない世帯等

### 【保育料の切り替え時期】※毎年9月が切り替え時期となります。

4～8月は前年度分の市町村民税所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税所得割額により利用者負担額を決定します。

令和6年					令和7年						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期保育料（R5年度の課税額で算定） （令和4年1月～12月分の収入）					後期保育料（R6年度の課税額で算定） （令和5年1月～12月分の収入）						

### 【利用者負担額変更について】

★下に該当する世帯は、利用者負担額が変更になる場合がありますので届出が必要です。

・ひとり親世帯となった場合	・婚姻した場合
・障がい者（在宅）扶養世帯となった場合	・児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合
・祖父母等と同居となった場合	・生活保護の開始・停止・廃止になった場合
・利用区分が変更になった場合	・修正申告等により課税状況等変更となった場合

※ひとり親世帯について、離婚調停中の場合も利用者負担額が変更になる場合がありますので、ご相談ください。

※保育料の変更は、届け出があった翌月に行います。この変更で生じた過不足分は、該当する月に遡り調整（納入、充当、還付）となります。

## 【保育料の納入について】

保育料の納入方法は、下記のとおりです。

### ① 口座振替

振替日	毎月20日（休日にあたる場合は、翌営業日となります。）
登録できる金融機関	沖縄県農協、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行

※口座引落しは毎月1回当月分のみです。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いします。（残高不足により、引落しできなかった場合は、後日督促通知と納付書をお渡しします。）

### ② 金融機関及びコンビニでの納付書支払い

毎月初めに納付書をお渡しいたします。納期限は毎月20日です。



### ③ スマートフォンアプリ（納付書裏面参照）

Paypay 等にてお支払いいただけます。

※正当な理由なく利用者負担額（保育料）を滞納した場合は、次年度の入所申込の際に滞納月数に応じて減点となり、保育所（園）を利用できなくなることがありますので、ご注意ください。

※児童手当から申出徴収（天引き）することもできます。健康福祉課へご連絡下さい。

## 【保育料の多子軽減について】

入所児童に同一生計の兄や姉がいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が安くなる場合があります。

世帯の市町村民税 所得割額	きょうだいのカウント方法 (同一生計のきょうだいに限る)	多子区分の例			
		中学生	5歳 (私立幼稚園在籍)	4歳 (認可外に在籍)	2歳 (認可園在籍)
第4-②階層 未満	年齢に関係なく きょうだいの数	第1子	第2子	第3子	第4子
第4-②階層 以上	対象の保育施設等に在籍している 未就学のきょうだいの数(※)	カウント外	第1子	カウント外	第2子

※対象の保育施設等

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業 ○公立幼稚園

●私立幼稚園（県知事認可） ●企業主導型保育施設 ●特別支援学校幼稚部

●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス

（●の対象施設を利用しているきょうだいについては、村で確認ができないため、在園証明書等の提出が必要です。）



(参考) 宜野座村 保育料 (利用者負担額) 算定表 0～2歳児クラス

階層	区分	3歳未満児 (3号認定) 保育料 (月額/円)					
		第1子		第2子		第3子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第2階層	村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	0	0	0	0	0	0
第3階層	48,600円未満	13,000	12,800	6,500	6,400	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	6,000	5,900	0	0	0	0
第4-①階層	48,600円以上 57,700円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000	7,000	0	0	0	0
第4-②階層	57,700円以上 77,101円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000	7,000	0	0	0	0
第4階層	77,101円以上 97,000円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	27,000	26,500	13,500	13,250	0	0
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	33,000	32,400	16,500	16,200	0	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	36,000	35,400	18,000	17,700	0	0
第8階層	397,000円以上	40,900	40,200	20,450	20,100	0	0

※階層区分の児童の年齢は令和6年4月1日時点のクラス年齢です。

※保護者の収入が生活保護基準に満たない場合は、同居者を含めた税額で保育料を決めることがあります。

※定められた保育料は、保育所を運営するために必要で貴重な財源となりますので、納め忘れのないようご協力をお願いいたします。

※保育料の支払いが難しい場合には、児童手当からの徴収もできますので、ご相談ください。

## 【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス以上（3歳になって最初の4月1日以降）のすべての子ども、0～2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日まで）で非課税世帯の子どもについては、保育料（利用者負担額）が無料となりました。（延長保育料は無償化対象外です。）

保育所（園）の給食費については、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。主食費（お米、パン、麺類等）については、宜野座村が補助をしておりますので、副食費（おかず、おやつ、牛乳等）を保育所（園）に直接お支払いください。

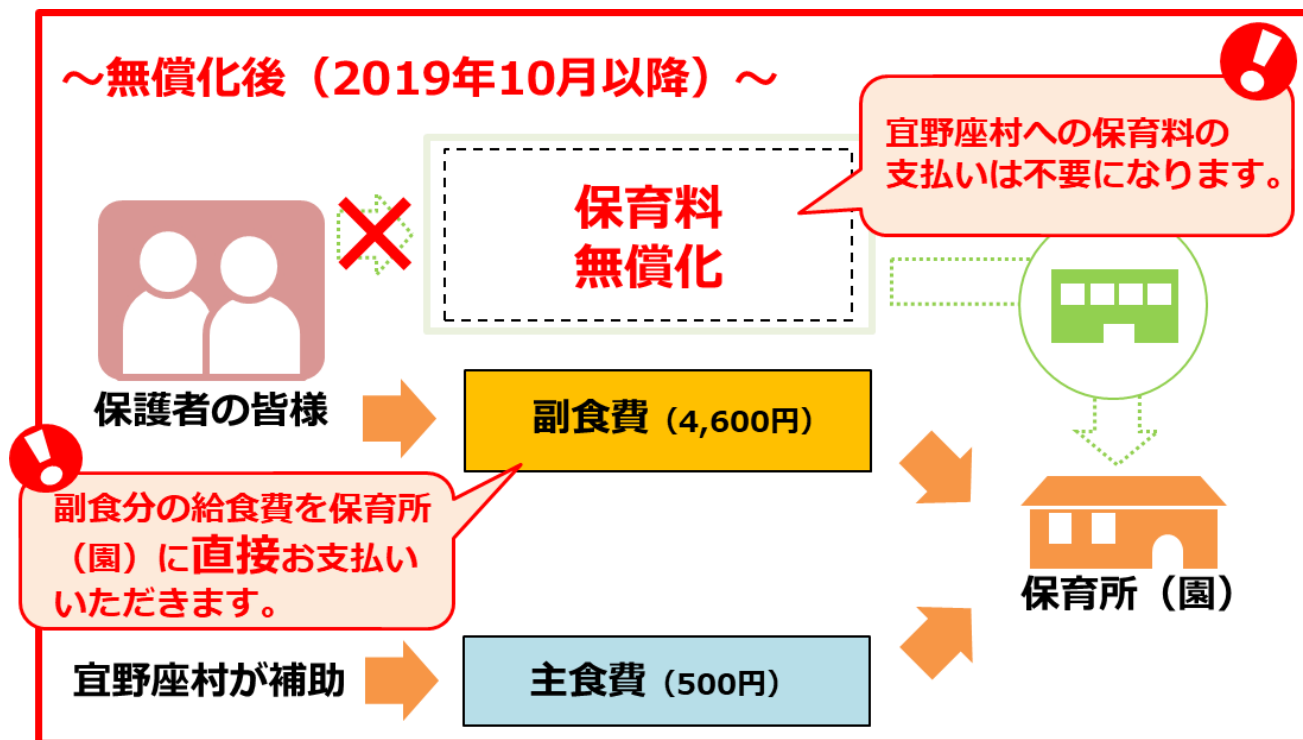
※年収約360万円未満相当世帯の子どもと、所得階層に関わらず第3子以降（未就学児までの子どもをカウント）の子どもの副食費は免除となります。

※0～2歳児クラスの給食費は、保育料の一部として徴収しています。

### 《3歳児クラス以上》

	宜野座村立保育所	松田保育園	かな保育園
3歳児クラス	ばんび組	ゆり組	そら組
4歳児クラス	きりん組	ばら組	たいよう組

### 《3歳以上クラスの副食費の支払いについて》



## 1.1. 宜野座村の保育事業について

### 【延長保育事業】（有料） 〈実施施設〉 村立・松田・かんな

保護者の就労時間や勤務上やむを得ない事情の為、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童は延長保育の利用ができます。（月曜～金曜日の午後7時まで）

○延長保育の利用料（支払方法については、各施設にお問い合わせください。）

(1) 保育標準時間 7:30～18:30（11時間）

18:30～19:00	日額 150 円
	月額 1,500 円（前月 20 日までに各施設にて申請が必要）

(2) 保育短時間 ①8:30～16:30、②9:00～17:00（8時間）

7:30～18:30 （最大 19:00 まで）	1 時間 100 円を基本とします。 （1 時間未満の利用料設定はしていませんが、子どもが利用できる時間帯を 9:00～17:00 と設定している施設で、1 時間 30 分の延長保育を利用した場合は 150 円となります。） ●18:30～19:00 は開所時間を延長するための経費となるため、150 円です。
	月額 3,000 円（前月 20 日までに各施設にて申請が必要） ※18:30～19:00 の延長保育料は含みません。

### 【一時預かり事業】（有料） 〈実施施設〉 村立・松田

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急的な保育並びに育児に伴う保護者の心理的、肉体的負担の軽減を図るために必要な場合に利用できます。保育士配置や利用人数によっては、お預かりできない場合があります。あらかじめご了承ください。

○対象児童	本村に住所を有し、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない生後 6 ヶ月児～小学校就学前児童。
○利用申請	役場健康福祉課窓口
○実施施設	村立保育所、松田保育園（1 日 3 名程度）
○利用について	①非定期的（週 3 回限度）・・・就労または就学など家庭保育が継続的に困難となる場合 ②緊急的（月 15 日限度）・・・負傷、入院等の緊急的に保育を必要とする場合。 ③私的理由（週 1 程度）・・・育児に伴う心理的肉体的負担の軽減、または冠婚葬祭など
○料金	日額（8 時間以内）・・・1,500 円 半日（4 時間以内）・・・1,000 円
○保育時間	月～金曜日 9:00～17:00 ※土、日、休日は実施していません。
○利用調整	利用決定通知後、各施設にてオリエンテーション案内、利用希望日の調整

### 【地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）】 〈実施施設〉 松田・かんな

子どもと保護者が同伴で利用し、他の子どもとの交流や育児に関する情報の提供、保護者の育児相談（子育て相談）に応じる施設です。利用料は無料ですが、行事や講習など、一部実費負担があります。施設ごとにより活動が異なるため、詳しい内容については直接施設にご確認ください。

施設名	利用日および時間	連絡先
子育て支援センター ぽかぽか（かんな）	月～金 9:00～12:00（土）園庭開放のみ （保育相談：月～金 9:00～17:00）	968-3355
子育て支援センター すくすく（松田）	月・金 9:00～12:00 （午後は個別相談 14:00～16:00 ※予約のみ） 火～木 9:00～12:00/14:00～16:00	090-8291-9286

※全ての事業の詳細については健康福祉課まで問い合わせください。

## 12. 注意事項

**\* 必ずご確認ください \***

- ① 在所児についても、令和6年度4月から入所を希望する方は、新たに入所申込をする必要があります。もし、申込期限を過ぎた場合、在所児であっても4月1日入所選考対象から外れます。
- ② 必要書類の提出がない場合または、不備の場合は受付できません。
- ③ 受入人数は保育所の定員に限らず、部屋面積、保育士数、保育所の状況により決まります。入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知いたします。（入所の優先順位は、利用調整基準表で点数化し、入所決定会議によって、決定します。） 保育所入所後も就労証明書の再提出または電話・訪問などによる就労調査がありますのでご了承ください。
- ⑤ 入所決定後、入所決定を辞退したい場合は、令和6年2月24日（金）までに必ずご連絡ください。
- ⑥ 保育所における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ⑦ 保護者の勤務先の変更・退職や出産など、提出書類の内容に変更があった場合は、健康福祉課へ必要書類の提出及び連絡をしてください。万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就労等をしていても中途退所となる場合があります。
- ⑧ 入所後、現況確認のため「就労証明書」等の再提出依頼を行います。
- ⑨ 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ⑩ 児童の発達・発育等で気になることがある場合は、受付または事前に必ず申し出てください。
- ⑪ 待機状況の確認について、令和6年3月末までは、照会できませんのでご了承ください。
- ⑫ 保育所を長期欠席する場合は、必ず健康福祉課までご連絡ください。1か月以上欠席する場合は、保育を必要とする事由に該当しない等として退所になります。  
(欠席している間も保育料は発生します。)
- ⑬ 年度内の転園は、原則としてできません。
- ⑭ 退所する場合は、退所希望日の2週間前までに健康福祉課窓口にて手続きを行なってください。2週間きってからの届出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。
- ⑮ 村外転出の場合、保護者の希望により転出日を含む月末までの在籍が認められます。  
(ただし、月をまたいでの在籍は認められませんので、ご了承ください。)





